

第2期いのち支える瑞穂町自殺予防行動計画 概要版

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

平成19年から全国的に自殺総合対策が開始され、平成22年以降の年間自殺者数は減少に転じていました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響で雇用、暮らし、人間関係等に変化が生じ、特に女性や小中高生の自殺者数が増加しました。また、令和4年には男性の自殺者数も13年ぶりに増加しました。このことから、国の新たな「自殺総合対策大綱」が閣議決定され、東京都でも「東京都自殺総合対策計画（第2期）」が策定されました。町でも更に自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「第1期計画」に新たな課題への対応を加え、「第2期計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として、国の自殺総合対策大綱や東京都自殺総合対策計画を踏まえると同時に、町の関連計画と整合性を図り策定します。

3 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 目標

「誰も自殺に追い込まれることのない瑞穂町」の実現を目指します。

第2章 瑞穂町の自殺の現状

【統計から見える瑞穂町の自殺の現状】

- ・平成20年から令和4年までの年間平均自殺者数は6.6人
(男性の自殺者数は女性の約3.6倍、男性は50歳代、女性は60歳代が最も多く、有職者よりも無職者の自殺者が多い。)
- ・地域自殺実態プロファイル2023から町の重点施策の分野として、高齢者、生活困窮者、勤務・経営者、無職者・失業者が推奨
- ・女性の自殺については、非正規雇用等の仕事の悩み及び離婚からつながる生活苦や、身体疾患等が背景として挙げられている。

第3章 第1期計画での町の取組の評価と課題

町では、自殺対策基本法に基づき令和2年3月に第1期計画を策定し、3つ(9事業)の「基本施策」と、3つ(38事業)の「重点施策」の取組によって自殺対策の効果的な推進に努めてきました。第1期計画の総合的な評価及び課題は以下のとおりです。

【総合的な評価】

- ・基本施策、重点施策に関する評価項目については、概ね目標を達成しています。
- ・目標を達成している事業は、今後も課題に対応しながら継続する必要がある、また、現状の事業で対応できない課題は、新たな事業や目標を設定することが求められます。
- ・役割を終えたり、実現性の低くなった事業は見直しの視点が求められます。

【瑞穂町の課題】

- (1) 地域での支援体制の連携強化
- (2) 悩みを抱えた住民誰もが支援につながる体制の構築
- (3) こころの健康や自殺問題に対する意識の醸成
- (4) 未成年者の自殺及び20歳代で増加する若者の自殺への対策
- (5) 自殺予防を視野に入れた高齢者への支援
- (6) 自殺予防の視点を持った生活困窮者への支援

第4章 第2期計画における施策とその展開

【基本理念】

つながり、ささえあい、安心して健康に暮らせるまち みずほ
～すべての人がつながる福祉社会をめざして～

この基本理念の下、生きることを支援するまちづくりを進めていくため、以下の「基本施策」3つ、「重点施策」4つを掲げ7つの施策としてまとめ、一層の取組を進めていきます。

【自殺対策推進のための施策】

基本施策1	地域におけるネットワークの強化	事業数：2
多岐にわたる自殺要因へ対応するため、関係機関等が幅広く連携して自殺対策を推進できるようにネットワークの強化に努めます。		
基本施策2	住民への啓発と周知	事業数：6
正しい知識の普及と啓発を実施することで、住民の理解の促進を図ります。また、関係機関と相談窓口に関する情報提供を積極的に行い、支援につなげます。		
基本施策3	自殺予防を支える人材の育成及び資質の向上	事業数：1
住民がゲートキーパーとして活躍できるよう、情報発信を行います。また、町職員がゲートキーパーとして正しい知識を持ち、正しく対応できるよう研修を実施していきます。		
重点施策1	子どもや若者の自殺への対策強化	事業数(再掲含む)：13
子どもたちの孤立の防止や若者の生活が安定するための相談や犯罪の再犯防止の支援に取り組みます。また、児童・生徒への相談支援や不登校生徒への支援策を推進します。		
重点施策2	高齢者への包括的な支援	事業数(再掲含む)：18
通いの場の提供や生きがい活動への支援を充実させ、外出支援策の検証、見守り事業の実施等により、高齢者の孤立を未然に防ぎます。		
重点施策3	生活することへの困難を抱える人に対する支援	事業数(再掲含む)：11
経済や生活に困難を抱える人へ、各種関係機関と連携した支援を行います。また、生活困難を抱えている人が必要な支援につながるよう、相談及び情報提供をします。		
重点施策4	困難を抱える女性への支援(新)	事業数：3
困難を抱える女性に対して、相談窓口や支援体制の整備及び周知を行います。		

○自殺総合対策大綱との関連について：自殺総合対策大綱と整合性を図りながら計画策定、また、事業を推進してため、各事業に関連する大綱の重点施策を示しています。
○SDGsとの関連について：SDGsの目標の達成に向けた意義を持ち合わせるものであるため、各事業に関連するSDGsの目標を示しています。

第5章 計画の推進に向けて

1 各施策の推進体制

各施策は、毎年評価、点検を実施し、この過程で明らかとなる課題への対策は、次期計画の見直しに反映します。また、各施策の進捗状況等を地域保健福祉審議会で毎年報告します。

2 関係機関や団体等の役割

- (1) 住民の役割：一人ひとりが自殺予防に関心を持ち、心ふれあうまちづくりを推進
- (2) 関係機関・団体等の役割：民間団体と行政機関がともに情報交換を行い、連携
- (3) 町の役割：全庁を挙げて対策の主要な推進役を担う
- (4) 都の役割：東京都自殺総合対策計画に基づき、区市町村の自殺対策への助言等の支援